

# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）。

仮置き



# 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

## 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時のスクリーニング及び除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



## 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



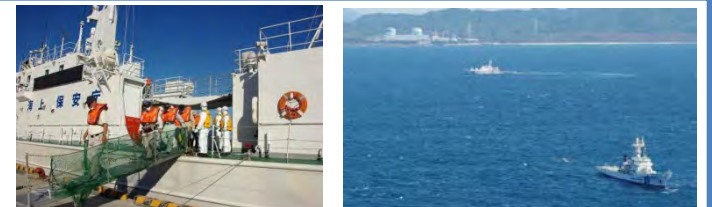
## 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

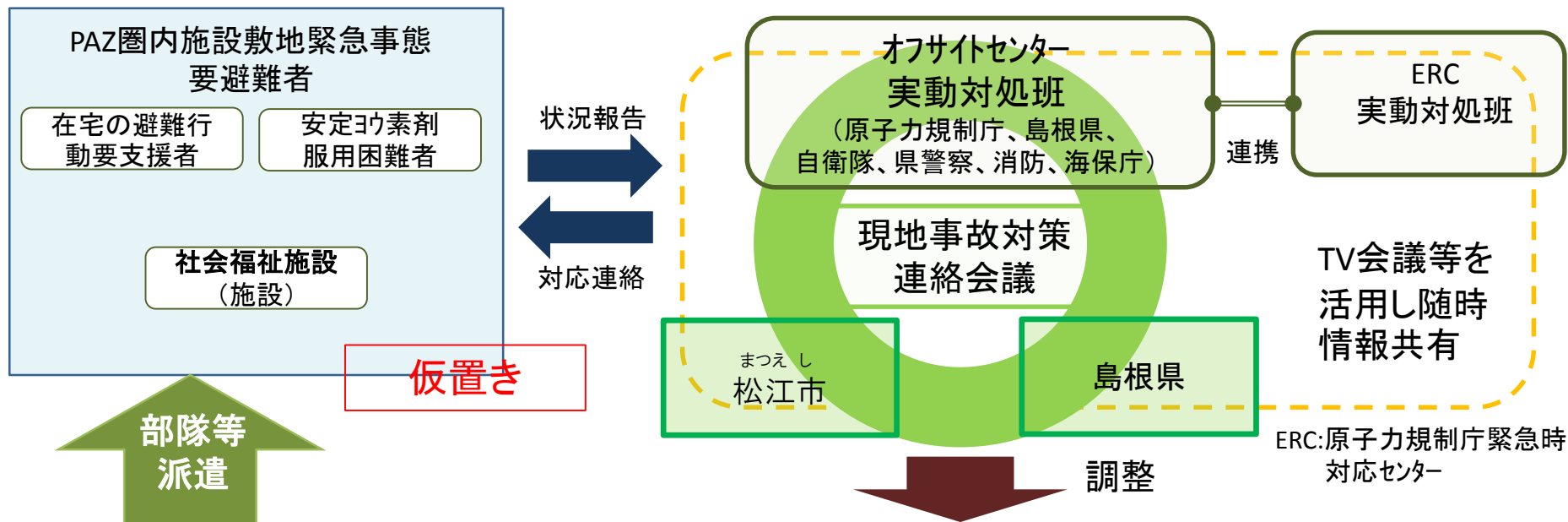
- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



# 事態に応じた現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施  
→ 不測の事態における県、関係市からの各種支援の要請に対し、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



**<自衛隊>**  
陸上自衛隊中部方面総監部  
海上自衛隊舞鶴地方総監部  
航空自衛隊西部航空方面隊

**<警察>**  
島根県警察  
中国管区警察局

**<消防>**  
まつえし  
松江市消防本部  
その他関係市管轄消防機関

**<海保庁>**  
海上保安部  
第八管区海上保安本部  
境海上保安部